

＜ 久美ヶ丘自治会広報誌 No. 118 ＞

久美ヶ丘 かわらばん



11月の花：キク
花言葉：高貴、高潔、高尚

会員数 452世帯(平成28年11月1日現在)

わっしょい祭り開催！！

10月29日(土)

久美ヶ丘わっしょい祭りが開催されました。(6ページ関連記事)



今号の主な項目

わっしょい祭り	1ページ	民生児童委員より	8ページ
9月・10月役員会・班長会報告	2ページ	路上駐車について	8ページ
各部周知・報告	3～7ページ	RUN伴2016について	8ページ

9・10月の役員会・班長会報告



9月3日(土)、10月1日(土)19時～、久美ヶ丘集会所での役員会・班長会の主な報告等は以下の内容になります。

(※発行日の都合上、すでに終了している報告もあります。ご了承願います。)

1. 9月報告

①自転車安全利用講習について

8月25日久美ヶ丘集会所で行われました自転車安全利用講習に、14名の方が受講されました。

②星和台2丁目地内ゾーン30について

星和台2丁目地内を通行する歩行者の安全な通行を確保するために、最高速度時速30km(ゾーン30)の速度規制を実施することとなりました。区域内を運転する場合は注意して走行してください。詳細は、9月1日発行のかわらばん(117号)の10、11ページをご覧ください。

③発電機に関して

総代・自治会長会決算剰余金によりカセットボンベで稼動するガスパワー発電機が、久美ヶ丘に配分されました。防犯防災部で管理します。災害時は勿論、必要に応じ、わっしょい祭りなどに使用してください。使用をご希望の場合は、防犯防災部へ使用申し込みをお願いします。返却の際は、カセットボンベ使用分を補充してください。

④河合第二中学校バザーについて

第二中学校より12月11日に行われるバザーの提供品依頼がありましたので、ご協力の程、お願いします。詳しい内容のお知らせは、9月1日発行のかわらばん(117号)に添付しました。

2. 10月報告

①赤い羽根募金について

10月より赤い羽根共同募金運動が始まりました。例年通り自治会費より一世帯100円として世帯分を寄付させていただきます。赤い羽根は後日回覧でお配りします。

②RUN伴について

RUN伴は、認知症の人や家族・支援者・一般の人が少しずつリレーをしながら、一つのタスキをつなぎゴールを目指す、認知症の啓発イベントです。2016年は北海道から沖縄まで11000人参加予定で一つのタスキをつなぎます。河合町では、10/2に町内を走りますので、応援をよろしく願います。(開催模様は、8ページ参照。)

③NTT電柱建替え工事について

郡山エリアアクセス系設備整備工事のため、10月6日から14日の期間中に行われます。近隣の方にはあらかじめご連絡が入るとのことです。

④河合町文化祭について

11/5、6日にまほろばホールにて10時より開催されます。

3. 各部からの報告は、それぞれのページを参照願います。

9月17日（土）2016かわいクリーンデー 開催しました！！

今年は土曜日の開催となりましたが、多くの方に参加頂き、すっきりときれいになりました。皆様のご協力ありがとうございました。



二中テニス部参上！

今回は、河合第二中学校のテニス部の先生、生徒さんたちもお手伝いに駆けつけてくれました。本当にありがとうございました。世界で戦えるようなプレイヤー目指して頑張ってください。陰ながら応援しています。



久美ヶ丘クリーンデー開催のお知らせ
12月4日（日） 午前8時30分 開始

環境部よりお知らせ

■ ゴミの出し間違いにご注意ください

8月 有害ゴミ収集時、バッテリーが有害ゴミとして出され回収不能で返却されました。
 バッテリーは町の施設で処理できないため収集できません。
 処分される場合は、専門店・販売店・メーカーにご相談ください。
 回覧でお心当たりの方へ引き取り依頼をいたしました。



8月 かん・びん収集日に、(中央公園) 可燃ごみが2袋出され回収不能となりました。
 可燃物収集場所ではないため、誤ったごみを清掃当番の方が自宅へ持ち帰り保管処理し大変迷惑な事となりました。

8月 かん・びん収集日に、(中央公園) ステンレス・ホーローの鍋が袋に混入されており回収不能となりました。
 清掃当番の方が自宅へ持ち帰り分別処理し、大変迷惑な事となりました。

8月 かん・びん収集日に、(中央公園) ペットボトルが出され回収不能となりました。
 清掃当番の方が自宅へ持ち帰り指定日まで保管処理し、大変迷惑な事となりました。。。。

考えてみてください。自分が掃除当番だったら・・・

■ 8月・9月の廃品回収実績のお知らせ

	8月		9月	
	回収実績	回収金額	回収実績	回収金額
新聞	1,760 kg	7,920円	2,650 kg	11,925円
雑誌	1,460kg	5,110円	1,550 kg	5,425円
ウエス	310kg	930円	290kg	870円
段ボール	630 kg	2,520円	700 kg	2,800円
牛乳パック	40 kg	200円	40 kg	200円
アルミ缶	125 kg	7,125円	175 kg	9,975円

第51回河合町町民体育大会開催 風災事故により午後の部中止に！

雨天により、1日順延となった河合町町民体育大会が、10月10日（月）、総合スポーツ公園グランドにて開催されました。

1日順延したことで、若干のプログラム変更はありましたが、順調に午前の部を終え、体育大会の花形である「大字別混合リレー」でも久美ヶ丘チームは、決勝進出6チームに残る健闘ぶりを見せました。

ただ、その後の昼食休憩中に、それは突然起こりました。

突風にあおられたテントが舞い上がり、倒れたテント等で、10名（内久美ヶ丘3名）の方が負傷するという事故があり、大会は途中中止となりました。

この日のために、準備して下さった役員、会員の皆様、また、練習等を積んでいた選手の皆様、お子さんやお孫さんの応援を楽しみにしていた皆様、非常に残念な思いをされてるかと思いますが、その残念な思いは来年にぶつけましょう。

お怪我をされた方々、お見舞い申し上げます。

掲載の写真は、午前の部の一番の盛り上がりの「大字別混合リレー（予選）」の様子です。



(体育部)

平成28年度久美ヶ丘「わっしょい祭り」開催！

前夜の雨も上がり、さわやかな秋晴れの下、10月29日（土）に恒例の久美ヶ丘「わっしょい祭り」を開催しました。子ども神輿については、約30名の子どもたちの「わっしょい！」という元気な掛け声が秋空に響き、お祭りのムードを大いに盛り上げていました。

また、本祭りの最大のイベントである、河合町立第三小学校金管バンドの演奏は、子ども達が奏でる、楽しく、そして元気な音色や踊りに、参加者全員、大いに楽しませていただきました。

各種ゲームや模擬店も世代を超えた参加者の笑顔があふれていました。

自治会員内の世代間交流や親睦を図るため毎年開催されるこのお祭り。地域の高齢化や少子化等の影響により、子ども神輿の参加者も年々減少傾向にありますが、地域が一体となって汗をかきながらイベントを開催する意義を新たにかみしめた次第です。第三小学校金管バンドの関係者の皆様をはじめ、子ども神輿の先導をいただいた「いきいきサロン」、「久美ヶ丘子ども会」など地域の各サークルの皆様からも、多大なご協力、ご支援をいただきました。この場をお借りしまして、心よりお礼申し上げます。



平成28年11月吉日
久美ヶ丘自治会文化部一同



防犯・防災部よりお知らせ

《河合町総合防災訓練について》

今年度の河合町総合防災訓練は平成29年2月25日(土)に開催されることになりました。8月から定期的に実行委員会が開かれ実施内容を検討中です。詳細は改めてお知らせさせていただきます。皆様のご参加とご協力をよろしくお願いいたします。



(昨年度の総合防災訓練の様子)

《発電機の試運転》

役場から非常時用に「ガスパワー発電機」の寄付があり、9月のクリーンデー後に試運転を実施しました。燃料にカセットボンベを使用するので、手軽にエンジン始動ができます。



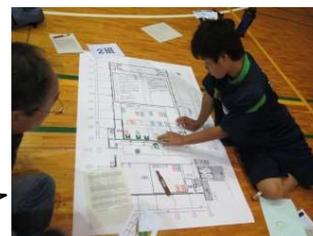
《「避難所体験」をしました》

10/21～10/22に河合第二中学校で実施された「避難所体験」に参加しました。地域住民や中学生等、約100名が体育館に集まり、支援方法を学び模擬体験をしました。



心肺蘇生法とAED

避難所運営ゲーム
(HUG)



《交通立哨活動》

「立哨」は、通学時における児童生徒の交通安全を見守る活動です。朝は7:30頃～7:50頃まで、中央公園端の2か所で黄色の横断旗を持って立ち、子どもたちの安心安全な登校をサポートします。

地域の有志の方々に支えられているあたたかい見守りの輪に、どうぞ協力ください。



(防犯防災部)

民生児童委員よりお知らせ

12月1日付一斉改選により、民生児童委員2名が委嘱されます。

〇〇〇〇さん 久美ヶ丘〇-〇-〇〇 TEL 32-〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇さん 久美ヶ丘〇-〇〇-〇 TEL 72-〇〇〇〇

よろしくをお願いします。

任期満了に伴い、〇〇〇〇さんが11月末に退任されます。

長きにわたり住民の福祉向上のためご尽力いただき、ありがとうございました。

「路上駐車は危険！」

路上駐車をしていると、見通しが悪くなり交通事故の原因になります。

地域の**住民の迷惑になります**ので、気をつけて下さい。

皆さん、**マナーを守りましょう！**

【道路交通法】

第45条（駐車を禁止する場所）

- 1 道路に接する自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- 2 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口、若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分

【自動車の保管場所の確保等に関する法律】

第11条

- 1 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。
- 2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。
 - 一 自動車は道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為
 - 二 自動車は夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為

★いずれの場合も**違反者には罰金**が科せられます。

RUN伴（ランとも）2016 10月2日 河合町ルート走行

RUN伴（ランとも）とは

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症の人もそうでない人も、みんなでタスキをつないで、日本を横断するプロジェクトです！

10月2日 上牧町から「タスキ」を受け、そらまめ星和台で王寺町の方に「タスキ」を渡しました。

